

## PTA の取組状況について

PTA は、社会教育関係団体として保護者と教師が互いに連携しながら、子ども達の健全育成を図ることを目的とする自立的な任意の組織です。

現在、PTA では、教育委員会と協議のうえ作成した「入会意思確認」及び「個人情報取り扱いの適正化」などに関する指針（H30 年 10 月）に基づき、各単位 PTA での取組を進めています。

### 1. 背景・課題

#### (1) 共働き家庭の増加

- ・ 平日に保護者が活動に参加することが難しい。  
活動に参加する場合、仕事を休む必要がある。

#### (2) 任意加入・個人情報

- ・ 任意団体でありながら、保護者が自動的に会員になる。退会が難しい。
- ・ 任意加入の周知により、会員数が減少する PTA がある中、持続的に運営していくためには、活動内容の見直しが必要となる。
- ・ 個人情報保護法に基づき、適切な個人情報の取り扱いが求められている。

#### (3) 役員の負担が大きい

- ・ 役員のなり手がなく、くじびきなどで割り当てられている。
- ・ 役員の任期は単年度であり、以前からの活動内容がそのまま引き継がれる場合が多く、各活動の必要性を踏まえた見直しが進みにくい。
- ・ 直接的な PTA 活動以外にも、夏祭り等のイベントや会議等の地域活動にも参加が求められる。

#### (PTA 活動の内容)

- ・ 広報紙の作成や研修・講習会への参加
- ・ 体育大会など学校行事の運営への協力
- ・ 校区内の危険個所の点検や防犯パトロールなど子どもの見守り活動
- ・ 地域行事の運営や手伝いなど

### 2. これまでの取組の経緯

H30 年	7 月	教育委員会事務局と連合 PTA 役員の意見交換会（個人情報の取り扱いなど）
	9 月	市長と連合 PTA 役員の意見交換会（PTA 活動の見直しなど）
		連合 PTA 小学校部会、中学校部会、幼稚園部会で意見交換 (PTA 入会手続き、個人情報の取り扱いなど) ※以下同じ
10 月		小・中学校長会及び園長会で取組の方向性を報告
		連合 PTA 会長会で全単位 PTA 会長に説明
		11 月 小・中学校長会及び幼稚園長会で説明
12 月		単位 PTA 役員会向け説明会を開催
H31 年	2～3 月	各学校園で新入生保護者などに説明会開催

### 3. 現在の取組

教育委員会と連合 PTA で協議のうえ作成した「入会の意味確認」及び「個人情報取り扱いの適正化」、「会費徴収事務の委任手続き」に関する指針を、学校園長及び各単位 PTA 会長に提示し以下の取組を進めています。

#### (1) 入会の意味確認

- ① 新入生の保護者に対し、説明会を開催したうえで、「入会申込書」を配付し、意味確認を行った。

(現在の新入生保護者の加入状況)

中学校	13 校中 10 校が 9 割以上の加入率 残り 3 校の加入率はそれぞれ 2 割、4 割、8 割
小・養護学校	29 校中 25 校が 9 割以上の加入率 残り 4 校の加入率はそれぞれ 1 割、2 割、2 割、8 割
幼稚園	27 園すべてで「ほぼ全員加入」

- ② 一部の学校では、在校生の保護者にも入会の意味確認を行った。

- ・ 在校生保護者へ入会の意味確認を行った小学校 5 校のうち、3 校では PTA 加入率の低下が見られた。

(意味確認後、加入率が低下した 3 校の加入率はそれぞれ 3 割、5 割、6 割)

#### (2) 個人情報取扱への同意

個人情報保護法の改正に伴い、「個人情報取扱同意書」を配付し、同意を求めた。

- ① 全ての中学校の新入生保護者のみ同意書を集めている。

- ② 大半の小・養護学校の新入生保護者のみ同意書を集めている。

- ③ 全ての園の新入園児及び在園児の保護者ともに同意書を集めている。

- ・ 現状、多くの単位 PTA では、在校生保護者は既会員とする基本的な考え方にに基づき、「個人情報取扱同意書」のみの書面提出を求めており、入学時以外の意味確認は行っていない。

#### (3) 活動負担の軽減

- ・ 一部の単位 PTA では、活動内容や組織体制の見直しなど、会員の負担軽減に着手している。

(取組事例)

- ・ 運動会など学校行事支援等に係る人員を役員のみから割当てとしていたものを、その都度全ての保護者からボランティアを募り選出する方法に変更
- ・ 登下校時の見守り活動立ち当番において、校門前など場所を限定的に行っていたものを、各々の保護者が可能な範囲で自宅前などで実施するものに見直し
- ・ 学級役員・専門部（広報部・保健部など）の廃止など組織をスリム化

### 4. 今後の取組

今後も、連合 PTA 及び単位 PTA が学校園と連携しながら、入会の意味確認及び個人情報取り扱いの適正化について取組が順次進められるよう、教育委員会としても引き続き各種説明会・会議に同席のうえ、先進事例の情報提供や助言などを行います。

活動負担の軽減については、すでに活動負担の軽減を進めている一部の単位 PTA の取組事例を参考に、効果的な見直し内容について、他の PTA との共有化を図るなどの取組を連合 PTA とともに進めていきます。

さらに、今後のPTA活動のあり方については、ガイドラインの作成、モデル校での実施などについて、他市の取組事例も参考にしながら、学校園、PTAと共に更に検討を進めていきます。

(スケジュール)

- 2019年度 : 活動負担軽減の取組の共有化、各種説明会・会議での情報提供、助言
- 2020年度 : ガイドラインの作成、モデル校実施などに向けた検討を行う

**(参考) 他市の取組事例**

- 川西市 : 2019年、「川西市PTAあり方検討会」を教育委員会が設置。7月から検討会を開始し、今後2年をかけて対応策を検討する。
- 大津市 : 2018年10月、強制加入や会費徴収などの課題を中心に、教育委員会で「PTA運営の手引き」をまとめ、市内の公立小中学校長・幼稚園長に向けて配布した。
- さいたま市 : 2018年9月任意加入や個人情報の提供など、5項目のチェックリストからなる「PTA活動の円滑な実施に向けて」という通知を、教育委員会から管理職向けに発行した。